通算前欠損金額若しくは当初他の控除未済欠損金額（それぞれ当該他の事業年度の確定申告書等（期限後申告書を除く。）に添付された書類に当該他の事業年度の通算前所得金額、通算前欠損金額又は他の控除未済欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初通算前所得金額若しくは当初控除未済欠損金額又は当初他の通算前所得金額、当初他の通算前欠損金額若しくは当初他の控除未済欠損金額を当該通算法人の当該対象年度の通算前所得金額若しくは控除未済欠損金額又は当該他の通算法人の当該他の事業年度の通算前所得金額、通算前欠損金額若しくは他の控除未済欠損金額とみなす。

5　第三項に規定する通算所得基準額は、次に掲げる金額の合計額が零を超える場合には、当該通算所得基準額から当該合計額を控除した金額とする。

一　対象年度に係る当初通算前所得金額から当該対象年度の通算前所得金額を減算した金額

二　対象年度に係る控除未済欠損金額から当該対象年度に係る当初控除未済欠損金額を減算した金額

6　第三項の通算法人の対象年度において、法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、前二項の規定は、当該対象年度については、適用しない。

第三十五条に次の一項を加える。

8　第三十三条の四第六項の規定は、法第五十九条第一項又は第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第三十三条の四第六項中「、法第五十七条の七第一項」とあるのは、「、法第五十九条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

第三十五条の二第四項を次のように改める。

4　法第五十九条の二第六項に規定する政令で定める規定は、第三十九条の十五第一項第一号（第二十五条の二十第一項（第二十五条の二十六第十六項においてその例による場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）の規定により同号に掲げる金額を同号に規定する本邦法令の規定の例により計算する場合（第三十九条の二十の三第十六項において第三十九条の十五第一項の規定の例により計算する場合を含む。）における次に掲げる規定とする。

一　法第四十三条の規定

二　法第五十七条の八（第一項及び第九項に係る部分に限る。）の規定

三　法第六十五条の七（第一項及び第九項に係る部分に限る。）及び第六十五条の八（第一項、第二項、第七項及び第八項に係る部分に限る。）の規定

第三十五条の二第五項中「第五項」を「第四項」に、「第九条第一項第一号イ」を「第九条第一号イ」に改める。

第三十六条第一項中「同項の内国法人」を「対象内国法人（同項に規定する対象内国法人をいう。以下この条において同じ。）」に、「当該内国法人」を「当該対象内国法人」に改め、同条第三項中「次項」を「以下この条」に、「なるべき当該事業年度」を「なるべき対象内国法人の特定対象事業年度（同項に規定する特定対象事業年度をいう。以下この条において同じ。）」に、「（第七項」を「（以下この条」に改め、同項ただし書中「当該金額が当該事業年度」を「当該軽減対象所得金額が当該特定対象事業年度」に改め、「及び第七項」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「同項の内国法人」を「特例対象内国法人（同項に規定する特例対象内国法人をいう。以下この条において同じ。）」に、「第八項」を「第六項」に、「当該内国法人」を「当該特例対象内国法人」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「同項の内国法人の当該事業年度」を「特例対象内国法人の特例対象事業年度（同項に規定する特例対象事業年度をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「同項の内国法人の当該事業年度」を「特例対象内国法人の特例対象事業年度」に、「当該内国法人」を「当該特例対象内国法人」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7　法第六十条第四項第一号に規定する当該通算法人の特定事業等に係る所得の金額として政令で定める金額は、当該通算法人の特定対象事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に係る軽減対象所得金額から、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

一　次に掲げる金額の合計額

イ　他の対象通算法人（法第六十条第四項第一号に規定する他の対象通算法人をいう。イ及び第三号イにおいて同じ。）の特定事業等欠損金額（当該他の対象通算法人の特定事業により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における当該特定対象事業年度終了の日に終了する事業年度（以下この項及び次項において「他の事業年度」という。）において生ずる通算前欠損金額（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりないものとされるものを除く。以下この条において同じ。）をいう。）の合計額

ロ　特例対象内国法人である他の通算法人（当該特定対象事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。第三号ロ及び次項において同じ。）の他の事業年度において生ずる通算前欠損金額の合計額

二　当該通算法人の当該特定対象事業年度に係る軽減対象所得金額

三　次に掲げる金額の合計額

イ　他の対象通算法人の他の軽減対象所得金額（当該他の対象通算法人の特定事業により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき他の事業年度の所得の金額をいう。）の合計額

ロ　特例対象内国法人である他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額をいう。以下この条において同じ。）の合計額

8　法第六十条第四項第一号に規定する当該通算法人の特定対象事業年度に係る通算前所得金額は、当該通算法人の当該特定対象事業年度において生ずる通算前所得金額に、当該通算法人の特定対象事業年度に係る軽減対象所得金額が当該通算法人の特定対象事業年度の通算前所得金額から当該軽減対象所得金額を減算した金額に相当する金額を加算した金額とする。

9　法第六十条第四項第二号に規定する当該通算法人の特定の所得の金額として政令で定める金額は、当該通算法人の特例対象事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の通算前所得金額から、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

一　次に掲げる金額の合計額

イ　特例対象内国法人である他の通算法人（当該特例対象事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。第三号イ及び次項において同じ。）の同日に終了する事業年度（以下この項及び次項において「他の事業年度」という。）において生ずる通算前欠損金額の合計額

ロ　他の対象通算法人（法第六十条第四項第二号に規定する他の対象通算法人をいう。以下この号及び第三号ロにおいて同じ。）の特定事業等欠損金額（当該他の対象通算法人の特定事業により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における他の事業年度において生ずる通算前欠損金額をいう。）の合計額

二　当該通算法人の当該特例対象事業年度に係る軽減対象所得金額

三　次に掲げる金額の合計額

イ　他の対象通算法人の他の軽減対象所得金額（当該他の対象通算法人の特定事業により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき他の事業年度の所得の金額をいう。）の合計額

ロ　特例対象内国法人である他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額をいう。以下この条において同じ。）の合計額

8　法第六十条第四項第一号に規定する当該通算法人の特定対象事業年度に係る通算前所得金額は、当該通算法人の当該特定対象事業年度において生ずる通算前所得金額に、当該通算法人の特定対象事業年度に係る軽減対象所得金額が当該通算法人の特定対象事業年度の通算前所得金額から当該軽減対象所得金額を減算した金額に相当する金額を加算した金額とする。

9　法第六十条第四項第二号に規定する当該通算法人の特定の所得の金額として政令で定める金額は、当該通算法人の特例対象事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の通算前所得金額から、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

一　次に掲げる金額の合計額

イ　他の通算法人の他の事業年度において生ずる通算前欠損金額の合計額

二　当該通算法人の当該特定対象事業年度の通算前所得金額

三　他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額の合計額

第三十六条第十一項中「第八項」を「第六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十項中「又は第二項」を「、第二項又は第六項」に、「これら」を「同条第一項又は第二項」に、「第九条第一項第一号イ」を「第九条第一号イ」に改め、「ものと」の下に「し、法第六十条第六項の規定により益金の額に算入される金額は、同号イに規定する所得の金額に含まれないものと」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第九項を同条第十六項とし、同項の前に次の七項を加える。